

会長	それでは、ただ今から令和5年度第1回三重県建築審査会を開催します。 委員の皆様のご協力をお願いします。 まず、本日の審議の公開について、議題の審議に入る前に事務局から説明をお願いします。
三重県 (事務局)	それでは、ご説明します。 報告事項「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」につきましても、氏名等の記載を省略し、個人か法人のみの記載とし、住所表記につきましても市名若しくは町名までとさせていただきますので、全面公開が可能と考えます。
会長	事務局から説明がありましたが、皆さんいかがでしょうか。 それでは、「審議会等の会議の公開に関する指針」及び「三重県建築審査会の公開に関する指針」に基づき、公開とします。続きまして、傍聴人及び報道記者について事務局から報告をお願いします。
三重県 (事務局)	報告させていただきます。傍聴者、報道記者ともございません。
会長	今回は傍聴者がおりませんので、このまま審議に入りたいと思います。それでは審議に入りますので、議事次第に基づいて進めていきます。つづきまして、報告事項「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」の説明をお願いします。
三重県	<「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」の説明及び、代表事例3件の紹介>
会長	説明がありましたが、ご意見・ご質問などはありませんか。
委員	事例1について、敷地南側にも広い道路があり、この道路に接続する部分を空地として申請することもできたと思われませんが、申請部分を空地としたことに特段の理由があるのでしょうか。
三重県	特段の理由はありません。空地の市道路線は南側道路まで認定されているため、空地としては、路線全体で要件を満たしており、南側部分を空地として申請することも可能であったと思われれます。
会長	他によろしいでしょうか。では、包括同意基準の報告について終了します。
会長	これで本日の議題について予定通り終了しました。 以上で令和5年度第1回三重県建築審査会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

以上